

第42回社会保障審議会生活保護基準部会	
令和4年2月22日	資料 1

第41回社会保障審議会生活保護基準部会	
令和3年11月18日	資料 2

# 2019年全国家計構造調査の データの取扱いについて

# 1 生活扶助相当支出品目について

---

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 検討事項

- 生活扶助基準について消費実態との比較検証を行うにあたっては、生活保護制度上の取扱いを踏まえ、消費支出項目のうち生活扶助によるべき需要に相当する項目を生活扶助相当とし、また、第1類相当・第2類相当に区分して、その消費支出額を検証に用いてきた。
- 2019年全国家計構造調査では、2014年全国消費実態調査から支出品目の分類変更があったことから、当該変更箇所について、検証作業において用いる生活扶助相当及び第1類相当・第2類相当の区分の取扱いをあらかじめ整理する必要がある。

### (参考) 基準生活費の構成

- 第1類の経費 … 飲食物費や被服費のように個人単位に算定できる生計費
- 第2類の経費 … 家具什器費用や光熱費等のように世帯共通的な経費

## 方針 (案)

- 2019年全国家計構造調査の支出品目のうち生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分については次頁以降のとおりとはどうか。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【食料】

		2014年全国消費実態調査 収支項目分類	平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)
穀類		米	第1類	}	穀類	第1類
		パン	第1類			
		麺類	第1類			
		他の穀類	第1類			
魚介類		生鮮魚介	第1類	}	魚介類	第1類
		塩干魚介	第1類			
		魚肉練製品	第1類			
		他の魚介加工品	第1類			
肉類	生鮮肉	牛肉	第1類	}	肉類	第1類
		豚肉	第1類			
		鶏肉	第1類			
		合いびき肉	第1類			
		他の生鮮肉	第1類			
	加工肉	ハム・ソーセージ	第1類			
		他の加工肉	第1類			
乳卵類	牛乳		第1類	}	乳卵類	第1類
	乳製品	粉ミルク	第1類			
		ヨーグルト	第1類			
		バター・チーズ	第1類			
		他の乳製品	第1類			
	卵		第1類			
野菜・海藻	生鮮野菜		第1類	}	野菜・海藻	第1類
	乾物・海藻	豆類	第1類			
		干しのり	第1類			
		わかめ・こんぶ	第1類			
		他の乾物・海藻	第1類			
	大豆加工品	豆腐	第1類			
		油揚げ・がんもどき	第1類			
		納豆	第1類			
		他の大豆製品	第1類			
	他の野菜・ 海藻加工品	こんにゃく	第1類			
		野菜の漬物	第1類			
		野菜・海藻のつくだ煮	第1類			
		他の野菜・海藻加工品のその他	第1類			

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【食料】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類			平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)
果物	生鮮果物		第1類	}	果物	第1類
	果物加工品		第1類			
油脂・ 調味料	油脂	食用油	第1類	}	油脂・調味料	第1類
		マーガリン	第1類			
	調味料	食塩	第1類			
		しょう油	第1類			
		みそ	第1類			
		砂糖	第1類			
		酢	第1類			
		ソース・ケチャップ	第1類			
		マヨネーズ・マヨネーズ風調味料	第1類			
		ジャム	第1類			
		ドレッシング	第1類			
		カレールウ	第1類			
		他の調味料	第1類			
菓子類			第1類		菓子類	第1類
調理食品	主食的 調理食品	弁当	第1類	}	調理食品	第1類
		すし(弁当)	第1類			
		おにぎり・その他	第1類			
		調理パン	第1類			
		他の主食的調理食品	第1類			
	他の調理食品	冷凍調理食品	第1類			
		そうざい材料セット(宅配)	第1類			
		そうざい材料セット(宅配以外)	第1類			
		他の調理食品のその他	第1類			

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【食料】

		2014年全国消費実態調査 収支項目分類	平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)	
飲料	茶類	緑茶	第1類	統合	飲料	第1類	
		紅茶	第1類				
		他の茶葉	第1類				
		茶飲料	第1類				
	コーヒー・ ココア	コーヒー	第1類				
		コーヒー飲料	第1類				
		ココア・ココア飲料	第1類				
	他の飲料	果実・野菜ジュース	第1類				
		炭酸飲料	第1類				
		乳酸菌飲料	第1類				
		乳飲料	第1類				
		ミネラルウォーター	第1類				
		スポーツドリンク	第1類				
他の飲料のその他		第1類					
酒類	清酒	第1類	統合	酒類	第1類		
	焼酎	第1類					
	ビール	第1類					
	ウイスキー	第1類					
	ワイン	第1類					
	発泡酒・ビール風アルコール飲料	第1類					
	チューハイ・カクテル	第1類					
	他の酒	第1類					
外食	一般外食	弁当(宅配)	第1類	統合	外食	一般外食	第1類
		他の食事代	第1類				
		喫茶代	第1類				
		飲酒代	第1類				
	学校給食	対象外(※1)			学校給食	対象外(※1)	
賄い費			第1類		賄い費	第1類	

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【住居】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類			平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
家賃地代	家賃		対象外(※1)	分割	家賃地代	民営家賃	対象外(※1)
	地代		対象外(※1)			公営家賃	対象外(※1)
設備修繕 ・維持	設備材料	太陽光発電システム	対象外(※2)	統合	設備材料	設備器具	対象外(※3)
		他の設備器具	対象外(※1)			修繕材料	第2類
		修繕材料	第2類				
	工事その他 のサービス	修繕・維持工事費	対象外(※1)	分割	工事その他 のサービス	畳替え	対象外(※1)
			火災・地震保険料			対象外(※1)	給排水関係工事費
							外壁・塀等工事費
				植木・庭手入れ代	対象外(※1)		
				他の工事費	対象外(※1)		
				火災・地震保険料	対象外(※1)		

※1 「住宅扶助」の対象範囲となる事項。

※2 当該経費は「システム導入経費」であり、生活保護制度の趣旨目的に照らして新たな購入は想定されないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

※3 「住宅扶助」の対象範囲となる、または、生活保護制度の趣旨目的に照らして新たな購入は想定されないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

## 【光熱・水道】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
電気代		第2類		電気代		第2類
ガス代	都市ガス	第2類		ガス代	都市ガス	第2類
	プロパンガス	第2類			プロパンガス	第2類
他の光熱	灯油	第2類		他の光熱	灯油	第2類
	他の光熱のその他	第2類			他の光熱のその他	第2類
上下水道料		第2類		上下水道料		第2類

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【家具・家事用品】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類			平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類			今回検証 区分(案)
家庭用 耐久財	家事用 耐久財	電子レンジ	第2類		家庭用 耐久財	家事用 耐久財	電子レンジ	第2類
		炊事用電気器具	第2類			炊事用電気器具	第2類	
		炊事用ガス器具	第2類			炊事用ガス器具	第2類	
		電気冷蔵庫	第2類			電気冷蔵庫	第2類	
		電気掃除機	第2類			電気掃除機	第2類	
		電気洗濯機・衣類乾燥機	第2類			電気洗濯機	第2類	
		他の家事用耐久財	第2類			他の家事用耐久財	第2類	
	冷暖房 用器具	エアコンディショナ	第2類		冷暖房 用器具	エアコン	第2類	
		ストーブ・温風ヒーター	第2類			ストーブ・温風ヒーター	第2類	
		他の冷暖房用器具	第2類			他の冷暖房用器具	第2類	
	一般家具	たんす	第2類		一般家具	たんす	第2類	
		食卓セット	第2類	→ 統合		テーブル・ソファ	第2類	
		食器戸棚	第2類			食器戸棚	第2類	
他の家具		第2類	→ 分割	他の家具		第2類		
室内装備 ・装飾品	照明器具	第2類		室内装備 ・装飾品	照明器具	第2類		
	室内装飾品	第2類			室内装飾品	第2類		
	敷物	第2類			敷物	第2類		
	カーテン	第2類			カーテン	第2類		
	他の室内装備品	第2類			他の室内装備品	第2類		
寝具類	ベッド	第2類		寝具類	ベッド	第2類		
	布団	第2類			布団	第2類		
	毛布	第2類			毛布	第2類		
	他の寝具類	第2類	分割		敷布 他の寝具類	第2類		
家事雑貨	食卓用品	第2類	分割	家事雑貨	茶わん・皿・鉢	第2類		
	台所用品	第2類	分割		他の食卓用品 鍋・やかん	第2類		
	他の家事雑貨	第2類	分割		他の台所用品	第2類		
					電球・ランプ	第2類		
				タオル	第2類			
				他の家事雑貨	第2類			



# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【家具・家事用品】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
家事用 消耗品	ティッシュ・トイレtpーパー	第2類	分割 }	家事用 消耗品	ティッシュペーパー・ トイレtpーパー	ティッシュペーパー	第2類
						トイレtpーパー	第2類
	台所・住居用洗剤	第2類			洗剤	台所・住居用洗剤	第2類
	洗濯用洗剤	第2類				洗濯用洗剤	第2類
	ポリ袋・ラップ	第2類			他の家事 用消耗品	ポリ袋・ラップ	第2類
						殺虫・防虫剤	第2類
	柔軟仕上剤	第2類				柔軟仕上剤	第2類
	芳香・消臭剤	第2類				芳香・消臭剤	第2類
他の家事用消耗品のその他	第2類	分割 →		他の家事用消耗品のその他	第2類		
家事 サービス	家事代行料	第2類	}	家事 サービス	家事代行料		第2類
	粗大ゴミの処分代	第2類			統合 }	清掃代	
	他の清掃代	第2類	統合 }			家具・家事用品関連サービス	
	家具・家事用品修理代	第2類					
	家具・家事用品賃借料	第2類					

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【被服及び履物】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)						
和服	男子用和服	第1類	}	和服	第1類						
	婦人用和服	第1類									
	子供用和服	第1類									
洋服	男子用洋服	背広服	}	洋服	第1類						
		男子用上着				第1類					
		男子用ズボン				第1類					
		男子用コート				第1類					
		男子用学校制服				対象外(※1)					
		他の男子用洋服				第1類					
	婦人用洋服	婦人服				}	洋服	第1類			
		婦人用上着							第1類		
		スカート							第1類		
		婦人用スラックス							第1類		
		婦人用コート							第1類		
		女子用学校制服							対象外(※1)		
他の婦人用洋服	第1類										
子供用洋服	第1類	}	シャツ・セーター類	第1類							
男子用シャツ・セーター類	ワイシャツ				第1類						
	他の男子用シャツ				第1類						
	男子用セーター				第1類						
婦人用シャツ・セーター類	ブラウス				}				シャツ・セーター類	第1類	
	他の婦人用シャツ					第1類					
	婦人用セーター					第1類					
子供用シャツ・セーター類	子供用シャツ					第1類					
	子供用セーター					第1類					
下着類	男子用下着類					}	下着類	第1類			
	婦人用下着類										第1類
	子供用下着類										第1類
生地・糸類		第1類		生地・糸類		第1類					

※1 「一時扶助」または「生業扶助」の対象範囲となる事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【被服及び履物】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)
他の被服	ネクタイ	第1類	}	他の被服	第1類
	男子用靴下	第1類			
	婦人用靴下	第1類			
	子供用靴下	第1類			
	他の被服のその他	第1類			
履物類	運動靴	第1類	}	履物類	第1類
	男子靴	第1類			
	婦人靴	第1類			
	子供靴	第1類			
	他の履物	第1類			
被服関連 サービス	洗濯代	第1類	}	被服関連 サービス	第1類
	被服賃借料	第1類			
	他の被服関連サービス	第1類			
				洗濯代	第1類
				被服賃借料	第1類
				他の衣服関連サービス	第1類
				他の履物類関連サービス	第1類

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【保健医療】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
医薬品		第2類	分割	医薬品	感冒薬	第2類
					胃腸薬	第2類
					栄養剤	第2類
					外傷・皮膚病薬	第2類
					他の外用薬	第2類
					他の医薬品	第2類
健康保持用摂取品		第2類		健康保持用摂取品		第2類
保健医療用品 ・器具	紙おむつ(大人用)	第1類	統合	保健医療用品 ・器具	紙おむつ	第1類
	紙おむつ(乳幼児用)	第1類			保健用消耗品	第2類
	保健用消耗品	第2類			眼鏡	対象外(※1)
	眼鏡	対象外(※1)			コンタクトレンズ	対象外(※1)
	コンタクトレンズ	対象外(※1)			他の保健医療用品・器具	第2類
	他の保健医療用品・器具	第2類				
保健医療サービス	医科診療代	対象外(※1)		保健医療サービス	医科診療代	対象外(※1)
	歯科診療代	対象外(※1)			歯科診療代	対象外(※1)
	出産入院料	対象外(※2)			出産入院料	対象外(※2)
	他の入院料	対象外(※1)			他の入院料	対象外(※1)
	整骨(接骨)・鍼灸院治療代	対象外(※1)			整骨(接骨)・鍼灸院治療代	対象外(※1)
	マッサージ料金等(診療外)	第1類			マッサージ料金等(診療外)	第1類
	人間ドック等受診料	第1類			人間ドック等受診料	第1類
	他の保健医療サービス	第1類			他の保健医療サービス	第1類

※1 「医療扶助」の対象範囲となる事項。

※2 「出産扶助」の対象範囲となる事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【交通・通信】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
交通	鉄道運賃	第1類		鉄道運賃	第1類		
	鉄道通学定期代	対象外(※1)		鉄道通学定期代	対象外(※1)		
	鉄道通勤定期代	対象外(※2)		鉄道通勤定期代	対象外(※2)		
	バス代	第1類		バス代	第1類		
	バス通学定期代	対象外(※1)		バス通学定期代	対象外(※1)		
	バス通勤定期代	対象外(※2)		バス通勤定期代	対象外(※2)		
	タクシー代	第2類		タクシー代	第2類		
	航空運賃	第1類		航空運賃	第1類		
	有料道路料	対象外(※3)		有料道路料	対象外(※3)		
	他の交通	第1類		他の交通	第1類		
自動車等関係費	自動車等購入	対象外(※3)		自動車等購入	対象外(※3)		
	自動車以外の輸送機器購入	対象外(※3)		自動車以外の輸送機器購入	対象外(※3)		
	自転車購入	第2類		自転車購入	第2類		
	自動車等維持	ガソリン	対象外(※3)		ガソリン	対象外(※3)	
		自動車等部品	対象外(※3)		自動車等部品	対象外(※3)	
		自動車等関連用品	対象外(※3)		自動車等関連用品	対象外(※3)	
		自動車整備費	対象外(※3)		自動車整備費	対象外(※3)	
					自動車以外の輸送機器整備費	対象外(※3)	
		年極・月極駐車場借料	対象外(※3)		年極・月極駐車場借料	対象外(※3)	
		他の駐車場借料	対象外(※3)		他の駐車場借料	対象外(※3)	
		レンタカー・カーシェアリング料金	対象外(※3)		レンタカー・カーシェアリング料金	対象外(※3)	
		他の自動車等関連サービス	対象外(※3)	分割 →	他の自動車等関連サービス	対象外(※3)	
		自動車保険料	対象外(※3)	分割 {	自動車保険料(自賠責)	対象外(※3)	
	自動車保険料以外の輸送機器保険料	対象外(※3)		自動車保険料(任意)	対象外(※3)		
			自動車保険料以外の輸送機器保険料	対象外(※3)			

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

※2 勤労収入を得るための必要経費として、収入認定除外される事項。

※3 原則として自動車の保有が認められないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が想定されない事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【交通・通信】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
通信	郵便料	第2類	}	通信	郵便料	第2類
	固定電話通信料	第2類			固定電話通信料	第2類
	携帯電話通信料	第1類			携帯電話通信料	第1類
	宅配便運送料	第2類			運送料	第2類
	他の運送料	第2類				
	携帯電話	第1類			携帯電話機	第1類
	他の通信機器	第2類			他の通信機器	第2類

## 【教育】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
授業料等	国公立小学校	対象外(※1)	}	授業料等	小学校	対象外(※1)	
	私立小学校	対象外(※1)			中学校	対象外(※1)	
	国公立中学校	対象外(※1)	}		高校	対象外(※2)	
	私立中学校	対象外(※1)			大学	対象外(※3)	
	国公立高校	対象外(※2)	}		幼児教育費用	対象外(※4)	
	私立高校	対象外(※2)			専修学校	対象外(※2)	
	国公立大学	対象外(※3)	}		教科書・ 学習参考教材	教科書	対象外(※5)
	私立大学	対象外(※3)				学習参考教材	対象外(※5)
	幼児教育費用(国公立)	対象外(※4)	}		補習教育	幼児・小学校補習教育	第1類
	幼児教育費用(私立)	対象外(※4)				中学校補習教育	第1類
専門学校	対象外(※2)	高校補習教育・予備校	第1類				
教科書・学習参考教材	対象外(※5)	分割					
補習教育	幼児・小学校補習教育	第1類					
	中学校補習教育	第1類					
	高校補習教育・予備校	第1類					

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

※2 高等学校就学費として「生業扶助」の対象範囲となる事項。

※3 大学に就学する者は、原則として、世帯分離措置によって取り扱うこととされており、制度の対象外となる事項。

※4 生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

※5 「教育扶助」の対象範囲となる、高等学校就学費として「生業扶助」の対象範囲となる事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【教養娯楽】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
教養娯楽 用耐久財	テレビ	第2類		教養娯楽 用耐久財	テレビ	第2類	
	ビデオレコーダー・プレイヤー	第2類			ビデオレコーダー・プレイヤー	第2類	
	パソコン	第2類	}		統合	パソコン	第2類
	タブレット端末	第2類					
	パソコン関連用品(周辺機器・部品・ソフトなど)	第2類					
	カメラ	第2類	}		統合	カメラ・ビデオカメラ	第2類
	ビデオカメラ	第2類					
	楽器	第2類			楽器	第2類	
	書斎・学習用机・椅子	第2類			書斎・学習用机・椅子	第2類	
	携帯型音楽・映像用機器	第2類	}		統合	他の教養娯楽用耐久財	第2類
	他の教養娯楽用耐久財	第2類					
	教養娯楽用耐久財修理代	第2類			教養娯楽用耐久財修理代	第2類	
	教養娯楽 用品	消耗性文房具	第2類		分割	文房具	筆記・絵画用具
耐久性文房具		第2類	分割	ノート・紙製品	第2類		
スポーツ用具		第2類	分割	他の学習用消耗品	第2類		
スポーツ用品		第2類		他の学習用文房具	第2類		
テレビゲーム機		第2類		他の文房具	第2類		
ゲームソフト等		第2類		運動 用具類	ゴルフ用具	第2類	
他の玩具		第2類			他の運動用具	第2類	
切り花		第2類			スポーツウェア	第2類	
音楽・映像用未使用メディア		第2類		玩具	ゲーム機	第2類	
音楽・映像収録済メディア		第2類			ゲームソフト等	第2類	
ペットフード		第2類		他の玩具	第2類		
他の愛玩動物・同用品		第2類		切り花	第2類		
園芸用植物		第2類		他の 教養娯 楽用品	音楽・映像用未使用メディア	第2類	
園芸用品		第2類			音楽・映像収録済メディア	第2類	
					ペットフード	第2類	
電池		第2類			ペット・他のペット用品	第2類	
他の教養娯楽用品のその他		第2類	分割		園芸用植物	第2類	
動物病院代		第2類			園芸用品	第2類	
他の愛玩動物関連サービス		第2類			手芸・工芸材料	第2類	
教養娯楽用品修理代		第2類		電池	第2類		
				他の教養娯楽用品のその他	第2類		
			動物病院代	第2類			
			他のペット関連サービス	第2類			
			教養娯楽用品修理代	第2類			

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【教養娯楽】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)			
書籍・他 の印刷物	新聞	第2類		書籍・他 の印刷物	新聞	第2類			
	雑誌(週刊誌を含む)	第2類			雑誌	第2類			
	書籍	第2類			書籍	第2類			
	他の印刷物	第2類			他の印刷物	第2類			
教養娯楽 サービス	宿泊料	第2類		教養娯楽 サービス	宿泊料	第2類			
	パック 旅行費	国内パック旅行費	第2類			パック 旅行費	国内パック旅行費	第2類	
		外国パック旅行費	第2類				外国パック旅行費	第2類	
	月謝類	語学月謝	第1類			月謝類	語学月謝	第1類	
		他の教育的月謝	第1類				他の教育的月謝	第1類	
		音楽月謝	第1類				音楽月謝	第1類	
		他の教養的月謝	第1類		分割 →		他の教養的月謝	第1類	
		スポーツ月謝	第1類				スポーツ月謝	第1類	
		自動車教習料	対象外(※1)				自動車教習料	対象外(※1)	
		他の月謝類	第1類				家事月謝	第1類	
	他の教養 娯楽サー ビス	NHK放送受信料(BSを含む)	対象外(※2)			他の教養 娯楽サー ビス	放送 受信料	NHK放送受信料	対象外(※2)
		ケーブルテレビ放送受信料	第2類					ケーブルテレビ放送受信料	第2類
		他の放送受信料	第2類					他の放送受信料	第2類
		映画・演劇・文化施設等入場料	第1類		分割 →		入場・ 観覧・ ゲーム代	映画・演劇等入場料	第1類
		スポーツ観覧料	第1類					スポーツ観覧料	第1類
		ゴルフプレー料金	第1類					ゴルフプレー料金	第1類
		スポーツクラブ使用料	第1類					スポーツクラブ使用料	第1類
		他のスポーツ施設使用料	第1類					他のスポーツ施設使用料	第1類
								文化施設入場料	第1類
								遊園地入場・乗物代	第1類
		遊園地入場・乗物代	第1類				他の入場・ゲーム代	第1類	
		他の入場・ゲーム代	第1類				諸会費	第1類	
		諸会費	第1類				写真撮影・プリント代	第2類	
		写真撮影・プリント代	第2類				教養娯楽賃借料	第2類	
	教養娯楽賃借料	第2類			インターネット接続料	第2類			
	インターネット接続料	第2類			コンテンツ利用料	第2類			
	コンテンツ利用料	第2類			他の教養娯楽サービスのその他	第2類			
	他の教養娯楽サービスのその他	第2類	統合 }						

※1 原則として自動車の保有が認められないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が想定されない事項。

※2 放送受信料が免除されることから、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。



# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【その他の消費支出】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	今回検証 区分(案)			
諸雑費	理美容サービス	温泉・銭湯入浴料	第1類		理美容サービス	温泉・銭湯入浴料	第1類	
		理髪料	第1類		理美容サービス	理髪料	第1類	
		パーマ・カット代	第1類	分割	理美容サービス	パーマ・カット代	第1類	
		他の理美容代	第1類		理美容サービス	カット代	第1類	
	理美容用品	理美容用電気器具	第1類		理美容用品	理美容用電気器具	第1類	
		他の理美容用品	第1類	分割		歯ブラシ	第1類	
		浴用・洗顔石けん	第2類			他の理美容用品	第1類	
		シャンプー・歯磨き	第2類	分割		浴用・洗顔石けん	第2類	
						シャンプー	第2類	
						ヘアコンディショナー	第2類	
		整髪・養毛剤	第1類			歯磨き	第2類	
		化粧品	第1類	分割		石けん類・化粧品	整髪・養毛剤	第1類
							化粧クリーム	第1類
							化粧水	第1類
	乳液				第1類			
	身の回り用品	傘	第1類		ファンデーション	第1類		
		かばん類	第1類		口紅	第1類		
		装身具	第1類		ヘアカラーリング剤	第1類		
		腕時計	第1類		他の化粧品	第1類		
		他の身の回り用品	第1類		身の回り用品	第1類		
身の回り用品関連サービス		第1類		身の回り用品関連サービス	第1類			
たばこ	第1類		たばこ	第1類				

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【その他の消費支出】

2014年全国消費実態調査 収支項目分類			平成29年 検証区分		2019年全国家計構造調査 収支項目分類			今回検証 区分(案)
諸雑費	他の 諸雑費	信仰・祭祀費	第2類	} 統合	諸雑費	他の 諸雑費	信仰・祭祀費	第2類
		祭具・墓石	第2類				祭具・墓石	第2類
		婚礼関係費	第2類				婚礼関係費	第2類
		葬儀関係費	対象外(※1)				葬儀関係費	対象外(※1)
		他の冠婚葬祭費	第2類				他の冠婚葬祭費	第2類
		医療保険料	第1類				医療保険料	第1類
		他の非貯蓄型保険料	第1類				他の非貯蓄型保険料	第1類
		寄付金	第2類				寄付金	第2類
		保育費用	対象外(※2)				保育費用	対象外(※2)
		訪問介護・通所サービス等費用	対象外(※3)				訪問介護・通所サービス等費用	対象外(※3)
		介護施設費用	対象外(※3)				介護施設費用	対象外(※3)
		介護機器等レンタル料	対象外(※3)				介護機器等レンタル料	対象外(※3)
		他の諸雑費のその他	第2類				他の諸雑費のその他	第2類
こづかい (使途不明)	世帯主こづかい		第1類	こづかい (使途不明)	世帯主こづかい		第1類	
	他のこづかい		第1類		他のこづかい		第1類	
交際費	贈与金		第2類	交際費	贈与金		第2類	
	他の 交際費	つきあい費	第1類		他の 交際費	つきあい費	第1類	
		住宅関係負担費	第2類			住宅関係負担費	第2類	
		他の負担費	第2類			他の負担費	第2類	
仕送り金	国内遊学仕送り金		第2類	仕送り金	国内遊学仕送り金		第2類	
	他の仕送り金		第2類		他の仕送り金		第2類	

※1 「葬祭扶助」の対象範囲となる事項。

※2 生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

※3 「介護扶助」の対象範囲となる事項。

## 2 データのサンプル数に関する評価

---

## 2 データのサンプル数に関する評価

### 検討事項

- 生活保護受給世帯の約8割が単身世帯であることから、単身世帯の生活実態を把握することは重要である。
- 全国消費実態調査については、現在実施されている消費支出に関する調査の中ではサンプル数も多く、構造分析が可能な調査ではあるが、単身世帯のデータは、サンプルの確保などに課題があると指摘されていたところ。
- 2019年全国家計構造調査においては、2014年全国消費実態調査から単身世帯の標本規模が拡大され、統計精度の向上が図られたが、当該調査のデータを用いるにあたって、そのサンプル数の規模や統計精度をどのように評価するか。

	2014年全国消費実態調査※1	2019年全国家計構造調査※2
2人以上世帯の集計世帯数	49,647世帯	31,930世帯
単身世帯の集計世帯数	4,561世帯	8,370世帯

※1 総務省「2014年全国消費実態調査」の品目及び購入先・購入地域に関する結果に係る集計世帯数。

※2 総務省「2019年全国家計構造調査」の家計収支に関する結果に係る集計世帯数（概数）。

### 方針（案）

- 消費支出に関する集計にあたっては、集計対象となるサンプル数等に留意して検証を行うこととしてはどうか。

## 3 その他

---

#### 検討事項及び方針（案）

- 今後、全国家計構造調査のデータの取扱いに関する次の事項について、月次の動向を把握できる家計調査による集計結果を基に検討を行うこととしてはどうか。
  - ・ 当該調査の対象月が10・11月の2か月間であることについて、消費支出の季節性の観点からの評価（※1、2）
  - ・ 2019年10月に消費税率が改定されたことに伴ういわゆる駆け込み需要の反動による改定後の消費支出（当該調査結果）への影響の評価
  
- ※1 2019年全国家計構造調査では、2人以上世帯の調査対象月は、2014年全国消費実態調査の3か月間（9～11月）から2か月間（10・11月）に変更された。
- ※2 検討にあたっては、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算や、年末において増加する食費・雑費等の経費を補填するものとして期末一時扶助が別途支給されていることに留意が必要。